

佐世保工業高等専門学校将来構想委員会規則

(令和8年3月27日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の中長期的な将来構想に関する事項について協議及び検討を行うため、佐世保工業高等専門学校将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、本校の中長期的な将来構想に関する事項について、校長からの要望に基づく事項を含め、協議及び検討を行うものとする。

(報告)

第3条 委員会は、前条による協議及び検討の結果を、提言として取りまとめ、校長に提供するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、校長が指名する者をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は、校長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。